

京都市告示第512号

都市公園法（以下「法」という。）第5条の2第1項の規定により兼用工作物の管理の方法について協定書が締結されたので、法第5条の2第2項の規定により告示します。

なお、その関係図書は、京都市建設局水と緑環境部北部みどり管理事務所において一般の縦覧に供します。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

1 都市公園の名称

岡崎公園

2 兼用工作物の位置

京都市左京区岡崎法勝寺町他

3 縦覧場所

京都市右京区西院西貝川町31

京都市建設局水と緑環境部北部みどり管理事務所

(建設局水と緑環境部北部みどり管理事務所)